学生の学習や活動履歴を管理・評価する取組

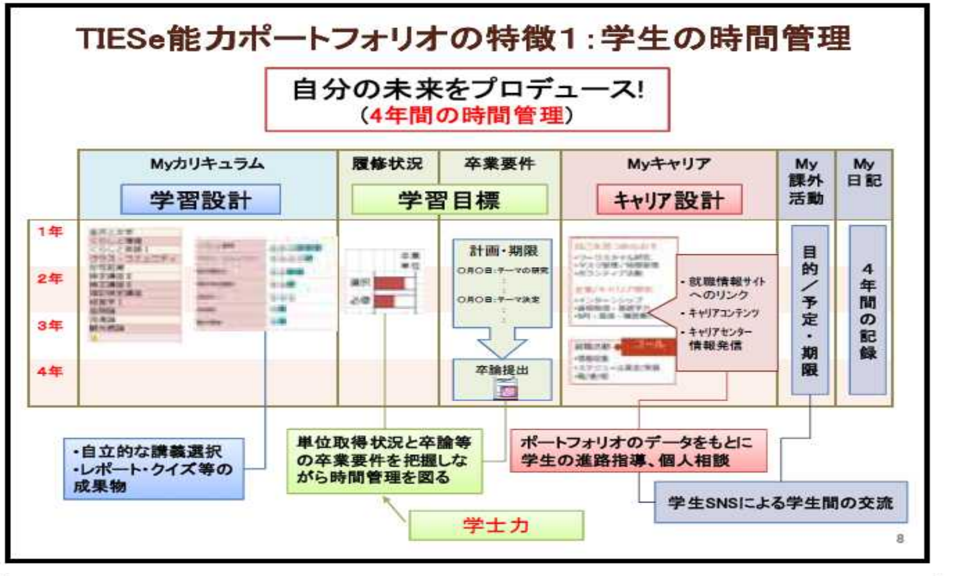
帝塚山大学「e能力ポートフォリオ」

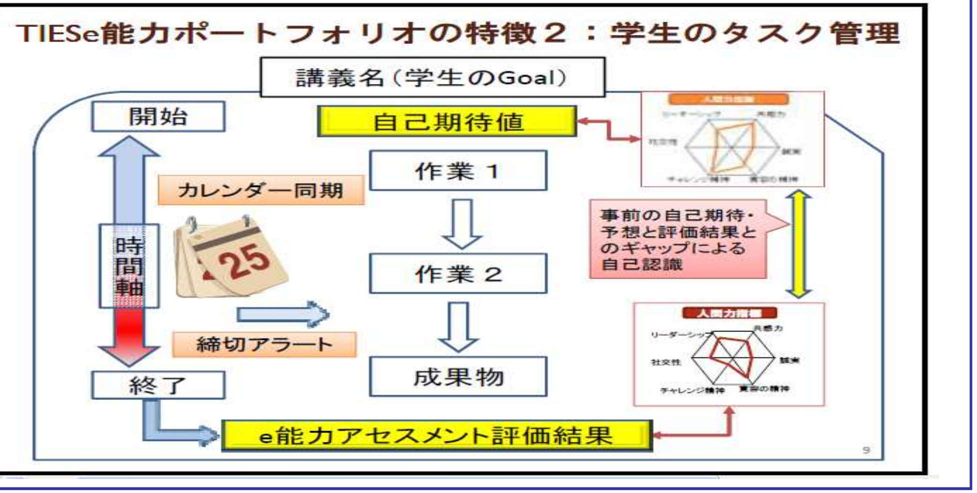
帝塚山大学では学習到達目標や学士力向上にeポートフォリオを関連づけ、教育の質保証につなげる試みを行っている。

（概要）
学生に入学時から卒業までの多様な学習成果を記録・蓄積し自己管理できる「e 能力ポートフォリオ」を持たせ、学生自身が自身の学びと成長を確認するとともに、在学中に将来の目標を設定するのに役立てている。また、教員側からも学生一人一人へのきめ細かい指導が可能。教職員や外部評価員による学習の到達度や志向・態度に関する客観的能力評価を自己点検できる「e 能力アセスメント」及びe ラーニングシステムTIES（タイズ）とも連動させ、平成20年度より運用。

（導入の意義）
体験型・参加型の多様な実践的学習の成果を記録・蓄積する「e 能力ポートフォリオ」の活用とそれを支援する「e ラーニングシステムTIES」を連携させて運用する方法は、学生が主体的に自らの資質を高めることができ、大学の人材養成目的の達成に資する。

（様々な機能）
●学習成果の統合化ツール
→学習成果の蓄積と学生自身による成長の確認
●目標設定とふりかえり
→「目標設定→ふりかえり→目標設定」のサイクル実現
●形成的評価のツール
→学習成果と教員からのコメント（フィードバック）
●評価のための定性的データ
→学生の学力・人間力・社会力の定性的データの判定と蓄積





社会教育を推進するための指導者の資質向上等

事業の要旨

社会教育法に基づき、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を行う、社会教育に関する専門職員である社会教育主事の資格付与のための講習、及び、博物館法施行規則に基づき博物館の資料の収集、調査研究や教育普及活動など博物館活動の中核を担う学芸員の資格付与のための認定試験を行う。

また、生涯学習社会を構築する上で重要な役割を担う社会教育主事、学芸員及び司書等の社会教育専門職員を対象に、社会教育に関する専門的・技術的な研修を実施することにより、地域における社会教育のリーダーとなりうる指導者を対象に研修を実施し，地域住民の社会教育の水準向上，自らの課題を自ら解決する地域社会の形成に寄与する。

事業内容

資格付与

（1）指導者の養成

①社会教育主事講習（14大学・機関）

社会教育主事の資格を付与する講習を大学等に委嘱して実施する。

○社会教育法

第９条の５　社会教育主事の講習は，文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

②学芸員資格認定試験

学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有しているかの試験を実施する。

○博物館法施行規則

第4条第1項　資格認定は、毎年少くとも各一回，文部科学大臣が行う。

（7）養成カリキュラム委員会

社会教育主事、司書及び学芸員の大学における養成カリキュラム内容について、有識者による検討委員会を設置し、各大学の養成体制や科目の内容について確認を行い、各大学で実施する養成カリキュラムの充実を図る。

- ・社会教育主事養成カリキュラム実施大学（203大学）
- ・司書養成カリキュラム実施大学（238大学）
- ・学芸員カリキュラム実施大学（345大学）

検証・評価

研修事業

（2）社会教育主事等専門研修（社会教育法第９条の６）

社会教育主事を対象とした資質向上研修を実施。

○社会教育法第9条の6　社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

（3）博物館学芸員等専門研修（博物館法第７条）

①博物館職員専門研修

学芸員を対象とした資質向上研修を実施。

②学芸員等在外派遣研修

学芸員等を海外の博物館に派遣し，先進事例の調査を実施。

○博物館法第7条　文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（4）図書館司書等専門研修（図書館法第７条）

①図書館司書専門研修

②新任図書館長研修（1箇所）

③図書館地区別研修（12箇所）

○図書館法第7条　文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（5）公民館施設職員等専門研修（第２８条の２）

①公民館等施設職員初任者研修

②公民館等施設職員専門研修

③教育メディア指導者養成研修

○社会教育法第28条の2　第9条の6の準用。

（6）研修ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの検証・評価

国が実施する社会教育主事，司書，学芸員を対象とした研修受講者の追跡調査を実施し，その成果を元に研修プログラムの改善を図る。

改善・反映

優れた社会教育指導者による指導・助言

事業成果

地域社会

○地域住民の社会教育力の水準向上

○自らの課題を解決する地域社会の形成

社会教育調査（文部科学省調査（基幹統計調査））

＜調査目的＞

社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすること

＜調査対象＞（全数調査）

・都道府県・市町村教育委員会、都道府県・市町村首長部局

・公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、文化会館、生涯学習センター

＜調査時期＞

調査周期：３年

調査の時期：１０月１日現在

ただし、事業実施状況及び利用状況等については前年度間

＜調査内容＞

（１）社会教育行政組織
- ・社会教育関係職員に関する事項
- ・社会教育委員等に関する事項
- ・社会教育関連事業の実施状況
- ・関係法人数　等

（２）公民館等の施設
- ・設置者及び管理者に関する事項
- ・職員、施設・設備に関する事項
- ・事業実施状況
- ・施設の利用状況　等

＜調査から分かること＞

（１）種類別施設数の推移

（単位：館）

区　　分	公民館（類似施設含む）	図書館（同種施設含む）	博物館（類似施設含む）
平成14年度	18,819	2,742	5,363
平成17年度	18,182	2,979	5,614
平成20年度	16,566	3,165	5,775
平成23年度	15,400	3,274	5,752

（３）施設利用者数の推移

（単位：千人）

区　　分	公民館（類似施設含む）	図書館（同種施設含む）	博物館（類似施設含む）
平成13年度間	222,677	143,100	269,503
平成16年度間	233,115	170,611	272,682
平成19年度間	236,617	171,355	279,871
平成22年度間	191,347	182,611	271,579

（２）指導系職員数の推移

（単位：人）

施設等区分	都道府県・市町村教育委員会		公民館（類似施設含む）	図書館（同種施設含む）		博物館（類似施設含む）	
指導者等区分	社会教育主事	社会教育主事補	公民館主事（指導系職員）	司書	司書補	学芸員	学芸員補
平成14年度	5,383	371	18,591	10,977	387	5,636	715
平成17年度	4,119	242	17,805	12,781	442	6,224	692
平成20年度	3,004	153	15,420	14,596	385	6,786	975
平成23年度	2,521	142	14,448	16,903	457	7,316	954

※平成23年度（平成22年度間）は中間報告値

＜調査から分かること＞

（4）図書館における図書の貸出数の推移

（単位：人、冊）

区　分	登録者数	帯出者数	貸出冊数
平成13年度間	27,857,229	143,099,696	520,822,278
平成16年度間	31,991,510	170,611,404	580,726,256
平成19年度間	34,031,694	171,355,117	631,872,611
平成22年度間	33,075,116	182,611,222	663,601,108

（5）ボランティア登録者数の推移

（単位：人）

	公民館（類似施設含む）	図書館（同種施設含む）	博物館（類似施設含む）
平成17年度	289,712	70,776	76,743
平成20年度	249,604	98,431	75,588
平成23年度	188,531	87,682	69,227

（6）図書館における種類別ボランティア活動の状況（複数回答）

（単位：館）

	配架・書架整理	図書の修理・補修	読み聞かせ	障害者への朗読サービス/拡大写本/音訳・点訳	環境保全（館内美化）	その他
平成20年度	518	342	1,990	480	234	508

（7）施設別の学級・講座の受講者数の推移

（単位：人）

区　分	都道府県・市町村教育委員会	都道府県・市町村首長部局	公民館（類似施設含む）	博物館（類似施設含む）
平成13年度間	8,248,285	10,567,217	11,073,255	…
平成16年度間	7,972,707	8,087,092	12,456,887	2,540,974
平成19年度間	7,105,133	7,129,408	13,038,152	3,472,761
平成22年度間	5,130,287	6,907,702	10,079,698	3,599,018

生涯学習に関する世論調査（内閣府調査）

＜調査目的＞
生涯学習に関する国民の意識を調査し、今後の施策の参考とする

＜調査対象＞（個別面接聴取）
全国20歳以上の日本国籍を有する者　3，000人
有効回答数　1，956人(回収率　65．2%)

＜調査時期＞
平成24年7月
前回調査：平成20年5月

＜調査内容＞

（1）生涯学習の現状等
- 「生涯学習」という言葉のイメージ
- 生涯学習の実施状況
- 生涯学習の満足度
- 身につけた知識等の社会的評価
- 身につけた知識等の活用状況
- 生涯学習をしていない理由　　等

（2）生涯学習に対する今後の意向
- ICTによる生涯学習の意向
- 行いたい生涯学習の内容や形式
- 身につけた知識等についての社会的評価の方法
- 「地域や社会における教育」の支援や指導の意向　等

（3）生涯学習の振興方策
- 生涯学習の振興方策

＜調査結果(例)＞

生涯学習の現状等について

○ この一年間に生涯学習を行った人の割合は前回調査に比較して、あらゆる年代で増加。(p3)
（平成20年度：47．2%→平成24年度：57．1%）

○ この一年間に社会問題に関する学習を行った人の割合は8．9%なのに対し、今後実施したい人の割合は19．5%と高い。(p3、16)

○ 形式としては、**「公民館や生涯学習センターなどの公の機関における講座や教室」**（40．5%）が最も多く、**「同好者の集まり、サークル活動」**（34．0%）と続く。前回調査と比較して「**職場の教育、研修**」(27．5%)も増加。(p7)

↓

生涯学習や社会活動に関する機運が高まっている

↓

中間とりまとめ関連項目

- **現代的・社会的な課題に対応した学習の推進**（先進的に取り組む公民館等に対する支援等）
- **多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進**

生涯学習に関する世論調査（内閣府調査）

＜調査結果（続き）＞

生涯学習の課題について

◆ 生涯学習をしたことがある人

○ 生涯学習を行うにあたっての課題としては、**「仕事が忙しくて時間がない」**が最も多く、**28．1%**。
続いて、**「費用がかかる」**（**23．5%**）、**「身近なところに施設や場所がない、内容や時間帯が希望に合わない」**（**22．5%**）。（p6）

◆ 生涯学習をしていない人

○ 生涯学習をしていない理由としては、**「仕事が忙しくて時間がない」**が最も多く、**43．4%**。（p12）

※**「仕事が忙しくて時間がない」**と回答した者の割合
（20代：42．6%、30代：56．1%、40代：63．8%、
50代：54．5%、60代：40．8%、70代：16．7%）

生涯学習に取り組む上での重要な課題の一つは「仕事が忙しくて時間がない」

○ 一方で、ICTによる生涯学習を**「したいと思う」**、**「どちらかといえばしたいと思う」**と回答した者は、**45．4%**。（p13）

※ 仕事が忙しくて時間がない世代で、ICTによる生涯学習を「**したいと思う**」、「**どちらかといえばしたいと思う**」と回答した割合が高くなっている。

（20代：68．1%、30代：61．7%、40代：60．0%、50代：54．0%、60代：35．6%、70代：17．2%）

ICT：本調査においては「情報端末やインターネット」のことをさす。

ICTは、仕事が忙しくて時間がない世代が生涯学習に取り組む契機となり得る

中間とりまとめ関連項目

- **学習機会の確保のための環境整備（情報通信技術（ICT）の効果的な活用や放送大学の活用等）**
- **ICTを活用した学習（eラーニング）の質の保証・向上等の推進**

生涯学習に関する世論調査（内閣府調査）

＜調査結果（続き）＞

生涯学習の成果の活用について

○ 生涯学習を通じて身につけた知識・技能を地域や社会での活動に「**生かしている**」と回答した人の割合は前回調査に比較して増加。（p9）
（平成20年度：17．2%→平成24年：21．8%）

○ 身につけた知識等を仕事や地域活動に「**生かしたいと思う**」と回答した人は77．7%。（p10）

○ 「地域や社会における教育」の支援や指導に「**参加したいと思う**」と回答した人は前回調査に比較して増加。
（平成20年度：44．2%→平成24年：50．9%）（p20）

○ 参加したい内容としては、「**趣味のための学習活動に関する指導、助言**」（43．1%）が最も多く、「**子育て、育児を支援する活動**」（29．4%）、「**仕事に関係のある学習に関する支援や指導**」（29．3%）が続く。（p21）

生涯学習の振興方策について

○ 依然として、「**公の機関におけるサービスの充実**」（44．4%）という回答が年代・性別を問わず最も多いが、「**生涯学習を支援する地域の人材を育成する**」が前回調査と比較して目立って増加
（平成20年度：26．0%→平成24年度：32．0%）。（p22）

↓

学習の成果の活用、公の機関におけるサービスの充実や地域活動を支える人材の育成が望まれている

↓

中間とりまとめ関連項目

- **社会全体で子どもたちの活動を支援する取組（学校支援地域本部、放課後子ども教室等）の推進**
- **社会教育施設の運営の質の向上**
- **地域の学びを支える人材の育成・活用の推進**

国際成人力調査（PIAAC）（OECD国際調査）

＜調査目的＞

（1）成人が日常生活や職場で必要とされる技能（「成人力」）をどの程度持っているかを把握すること
（2）「成人力」が個人的・集団的レベルで社会や経済に及ぼす影響を検証すること
（3）社会経済が求める「成人力」と現在の教育訓練システムの適合状況を検証すること
（4）学校教育、生涯学習等の分野において、「成人力」の向上につながる施策に活かすこと

＜調査対象＞（抽出調査）（訪問調査）

住民基本台帳から無作為に抽出された16歳から65歳までの男女個人（5,000人分の回答を収集）

＜調査国＞

OECD加盟国等26か国（日、米、英、仏、独、伊、韓、豪、加、フィンランド等）

＜調査日程＞

2011年-2012年　本調査実施（8月～3月）
2013年　国際報告書の公表

＜調査内容＞

①読解力　②数的思考力　③ITを活用した問題解決能力
④背景（年齢、性別、職業、学歴、収入、生涯学習への参加歴、職場におけるICTの利用状況等）

＜問題例＞

①読解力
・商品の取扱説明書を読み、問題が起きた時の解決方法を答える。
・ホテルなどにある電話のかけ方の説明を読んで、指定された相手に電話をかけるにはどのように操作したらよいか答える。
・図書館の蔵書検索システムを使って、指定された条件に合う本を選ぶ。

②数的思考力
・食品の成分表示を見て、許容摂取量を答える
・商品の生産量についての表をグラフにする。

③ITを活用した問題解決能力
・指定された条件を満たす商品をインターネットで購入する
・複数人のスケジュールを調整したうえで、インターネットでイベントのチケットを予約する。

国立教育政策研究所について

NIER

目的

教育に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究に関する事務を行う、文部科学省の直轄研究所

業務内容

政策の企画・立案に資するための先行的な調査研究とこれまでの政策の検証

【プロジェクト研究の実施】

・広く所内外の研究者が参画するプロジェクトチームを組織して推進

> 研究課題の例：
> 学級規模の及ぼす教育効果に関する研究、教員養成等の在り方に関する調査研究、教育課程の編成に関する基礎的研究

※このほか、各センター等において各所掌分野に関する基礎的な調査研究を実施

国際機関による国際的な共同研究への参画

「OECD生徒の学習到達度調査（PISA）」「OECD国際成人力調査（PIAAC）」「IEA国際数学・理科教育動向調査（TIMSS）」等の国際共同研究を実施

研究指定校事業による実践的研究

各学校における教育課程編成及び指導方法等の改善充実を図るとともに、学習指導要領改訂に必要な資料を得るため、特に重要な課題について研究テーマを示し、指定校や指定地域において実践的な研究を推進

> 平成24年度：教育課程研究指定校事業、学習評価に関する研究指定校事業

全国学力・学習状況調査の調査問題の作成

全国学力・学習状況調査について、教科に関する調査問題やその解説資料の作成、調査結果の分析や報告書の作成等を実施

国内の教育関係機関・団体等に対する情報提供

・全国各地の教育研究所等からなる全国教育研究所連盟において中心的役割

・上記の調査研究・事業の実施や指導資料の作成・配布等を通じた学校等への援助・助言

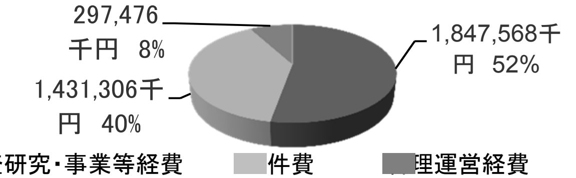
沿革

S24.6	国立教育研究所の設置
H13.1	省庁再編に伴い改組・再編し、「国立教育政策研究所」と改称 教育課程研究センター、生徒指導研究センターの設置
H13.4	社会教育実践研究センターの設置
H16.4	文教施設研究センターの設置
H18.4	中期目標策定（平成18年度～平成22年度）
H20.1	中央合同庁舎7号館に移転（東京都目黒区から）
H23.4	中期目標更新（平成23年度～平成27年度）

予算

平成24年度予算額

3,576,350千円



組織

- 評議員会
- 所長
  - 次長
  - 次長（併任）
    - 研究企画開発部
    - 教育政策・評価研究部
    - 生涯学習政策研究部
    - 初等中等教育研究部
    - 高等教育研究部
    - 国際研究・協力部
    - 教育研究情報センター
    - 教育課程研究センター
      - 基礎研究部
      - 研究開発部
      - 総合研究官
    - 生徒指導・進路指導研究センター
    - 社会教育実践研究センター
    - 文教施設研究センター
    - 総務部

定員

所長、次長	2名
研究官等	61名
調査官等	53名
事務職員	37名
計	153名

（平成24年11月1日現在）

寄附税制の充実について（平成２３年度税制改正）

～個人からの寄附の税額控除制度、日本版「プランド・ギビング」信託～

個人からの寄附の税額控除制度

・税額控除の対象は、認定NPO法人、又は公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人のうち下記の「一定の要件」を満たす法人。

（寄附金額（所得の40%が限度）**－2000円）×40%　を所得税額から控除**　（所得税額の25%が限度）

当該法人が住民税の寄附金控除の対象として地方自治体から指定されている場合、住民税の寄附金控除率10%と併せて50%の税額控除となる。

（メリット）・寄附者にとって、所得や寄附金額の多寡にかかわらず、大きな減税効果　・寄附を受ける法人にとって、より幅広い寄附者から寄附を受けやすい

【税額控除の対象法人となるための「一定の要件」】　※①②とも満たすことが必要

要件①　寄附者の実績

・過去5年間で、3000円以上の寄附を行った寄附者の数が年平均100件以上　又は　過去5年間で、寄附金収入額が経常収入金額の20%以上

要件②　情報公開の要件

・寄附行為、役員名簿、財産目録等の一定の書類を主たる事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧させる。

※公益法人等が税額控除の対象にならない場合でも、特定寄附金に該当する場合には、従来通り（寄附金額（所得の40%が限度）－2000円）の所得控除（寄附金控除）が受けられる。

日本版「プランド・ギビング」信託（特定寄附信託）

学校法人等の非営利団体に対しての寄附を目的とする特定寄附信託について、信託財産から生じる利子所得を非課税とするもの。（非営利団体に交付された金銭は、寄附金控除が適用される。）

寄附者 → 金銭を信託（寄附先も指定）→運用による利子は非課税 → 受託者（信託銀行等） → 毎年度、一定割合で金銭を交付 →寄附金控除の対象 → 寄附先(※)（非営利団体）

【一定の要件を満たした信託（特定寄附信託）】

・信託期間満了まで、信託銀行等は指定された非営利団体及び寄附者に各年均等に金銭を交付

・非営利団体への寄附割合は最低7割

・信託期間満了前に寄附者が死亡した場合には、信託は終了し、信託財産の全額を非営利団体に寄附する。

※寄附先の対象法人等は、認定NPO法人、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、特定公益信託

3．その他

第６期中央教育審議会生涯学習分科会委員

委　　員：平成２３年２月　１日発令
臨時委員：平成２３年３月１０日発令
（白井克彦委員は平成23年5月１日発令）

（委　　員）

分科会長	大日向雅美	恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授
副分科会長	貝ノ瀬　滋	三鷹市教育委員会委員長
	相川　敬	社団法人日本PTA全国協議会顧問
	生重　幸恵	特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事長，一般社団法人ｷｬﾘｱ教育ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰﾈｯﾄﾜｰｸ協議会代表理事
	浦野　光人	株式会社ﾆﾁﾚｲ代表取締役会長，公益社団法人経済同友会幹事，財団法人産業教育振興中央会理事長
	加藤　友康	情報産業労働組合連合会中央執行委員長

（臨時委員）

副分科会長	明石　要一	千葉大学教授
	相川　順子	社団法人全国高等学校PTA連合会会長
	浅井　経子	八洲学園大学教授
	糸賀　雅児	慶應義塾大学文学部教授
	岩田　喜美枝	株式会社資生堂顧問
	清國　祐二	香川大学教育・学生支援機構生涯学習教育研究センター長（併任）・教授
	久住　時男	見附市長
	今野　雅裕	政策研究大学院大学教授・学長特別補佐
	柵　富雄	特定非営利活動法人地域学習ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ研究会理事長，富山インターネット市民塾推進協議会事務局長
	白井　克彦	放送大学学園理事長
	髙田　浩二	海の中道海洋生態科学館長
	高橋　興	青森中央学院大学経営法学部教授
	髙橋　正夫	北海道本別町長
	戸田　達昭	シナプテック株式会社代表取締役，やまなしの翼プロジェクト代表
	中島　利郎	全国専修学校各種学校総連合会副会長
	中曽根　聡	杉並区教育委員会学校支援課教育連携担当係長（社会教育主事）
	中橋　恵美子	特定非営利活動法人わははネット理事長
	萩原　なつ子	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科委員長・教授
	平野　啓子	語り部・かたりすと・キャスター，大阪芸術大学放送学科教授
	松浦　信男	万協製薬株式会社代表取締役社長
	宮本　太郎	北海道大学大学院法学研究科教授
	宮本　みち子	放送大学教養学部教授
	山本　健慈	和歌山大学長

役職は平成24年10月16日現在